

群馬県市町村会館管理組合事務決裁規程

昭和47年4月 1日
訓 令 第 3 号

改正 昭和60年4月 1日訓令第1号
平成 5年6月 8日規程第5号
平成 7年3月31日訓令第2号

(目的)

第1条 この訓令は、事務処理の能率的な運営及び責任の所在の明確化を図るため、群馬県市町村会館管理組合の所掌事務の処理、権限の行使並びに作成する文書の決裁及び施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(文書の決裁)

第2条 所掌事務の処理及び権限の行使については別表に定めるところにより、決裁権者の決済を受けなければならない。

(用語の定義)

第3条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 管理者又は決裁権限を有する者（以下「決裁権者」という。）がその権限に属する事務について決裁すること。
- (2) 専決 管理者の権限に属する事務の一部をあらかじめ認められた範囲内で常時管理者に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 決裁権者が不在の場合、あらかじめ認められた範囲内で一時当該決裁権者に代わって決裁することをいう。

(決裁の順序)

第4条 事務は、原則として上司の指示を受けた後、順次上司の意思決定を経て決裁権者の決裁を受けなければならない。

(代決)

第5条 管理者が不在のときは事務局長が、管理者及び事務局長が不在のときは次長が、その事務を代決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについてはこの限りでない。

2 前項の規定により代決した者は、すみやかにその旨を決裁権者に報告しなければならない。ただし、事前に決裁権者の指示を受け、その指示通りに代決をした場合又は軽易な事項については、この限りでない。

(承認による専決事項)

第6条 事務局長又は次長は、別表のとおりその専決事項とされていない事項であっても、定例的なものであってその性質が軽易に属し、これに準じてよいと認められるものは、あらかじめ上司の承認を経て専決することができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年4月1日訓令第1号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和60年4月10日から適用する。

附 則（平成5年6月8日規程第5号）

この規程は、平成5年6月8日から施行する。

附 則（平成7年3月31日訓令第2号）

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

別表

区分 番号	決 裁 事 項	決裁権者
	(行政運営関係)	
1	組合行政運営に関する一般方針の決定及び変更に関すること	管 理 者
2	組合議会の召集及び議案提出に関すること	〃
3	議員協議会その他重要な会議の開催に関すること	〃
4	儀式及び表彰に関すること	〃
5	請願及び陳情に関すること	〃
6	条例、規則、訓令、その他の重要な例規の制定及び改廃に関すること	〃
7	特に重要な許可、認可、その他行政処分に関すること	〃
8	報告書、復命書、その他これらに類する文書で特に重要と認められるもの の処理に関すること	〃
9	前各号のほか重要または異例に属する事項	〃
	(人事関係)	
1	審査委員会の委員及びその他の委員の委嘱または指名に関する事項	管 理 者
2	職員の任免、分限、懲戒及び給与の決定、その他身分取扱いに関すること	〃
3	給与の特別昇給及び調整に関すること	〃
4	給与等の認定で特殊な事項	
5	副管理者、収入役、監査委員、事務局長及び職員の県外出張に関すること	〃
6	職務専念義務免除条例の取扱いに関すること	〃
7	職員の賞罰に関すること	〃
8	前各号のほか重要または異例に属する事項	〃
	(財務関係)	
1	1件100万円以上の収入、支出命令および処分に関すること	管 理 者
2	定期預金、金銭信託、貸付信託及び有価証券の新規取得に関すること	〃
3	一時借入金に関すること	〃
4	その他財務関係で事務局長へ委任した事項以外の事項	〃
5	前各号のほか重要または異例に属する事項	〃
	(行政運営関係)	
1	組合の企画運営並びに総合調整に関する事項	事務局長
2	その他行政運営関係で管理者の決裁事項以外の事項	〃
	(人事関係)	
1	職員の事務分掌に関すること	事務局長
2	職員の年次休暇等に関すること	〃
3	職員の時間外勤務に関すること	〃
4	職員の欠勤に関すること	〃
5	職員の身分上の諸届の処理に関すること	〃
6	扶養手当、通勤手当等の認定（特殊なものを除く）に関すること	〃
7	職員の県内旅行に関すること	〃

8	その他人事関係で管理者の専決事項以外の事項	〃
	(庶務関係)	
1	重要でない事項の調査、報告、通知、その他これに類するもの	事務局長
2	重要でない通知、申請、照会、回湯、届出、督促等これに類するもの	〃
3	保存文書の廃棄に関する事	〃
4	定例的な調査、報告、その他これに類するもの	〃
5	証明、閲覧で異例なもの	〃
	(財務関係)	
1	事業執行に伴う計上経費の定例的な支出に関する事	事務局長
2	定例的な負担金その他これに類するものの支出に関する事	〃
3	1件100万円未満の収入・支出命令（ただし食糧費にあつては5万円未満）	〃